【附録】 禁止物質および特定化学物質に係る規制状況

法令・規制内容 ＼ 令区分・物質名	1 黄りんマッチ	2 ベンジジン及びその塩	3 四-アミノジフェニル及びその塩	4 アモサイト	5 クロシドライト	6 四-ニトロジフェニル及びその塩	7 ビス(クロロメチル)エーテル	8 ベータ-ナフチルアミン及びその塩	9 石綿含有製品(注)8	10 ベンゼンゴムのり	1 ジクロルベンジジン及びその塩	2 アルファ-ナフチルアミン及びその塩	3 塩素化ビフェニル(PCB)	4 オルト-トリジン及びその塩	5 ジアニシジン及びその塩	6 ベリリウム及びその化合物	7 ベンゾトリクロリド
区分 禁止物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
区分 特定化学物質等 第1類物質											○	○	○	○	○	○	○
区分 第2類物質 特定第2類物質																	
区分 第2類物質 オーラミン等																	
区分 第2類物質 管理第2類物質																	
区分 第3類物質																	
区分 第3類物質等																	
区分 特別管理物質											○	○	○	○	○	○	○
労働安全衛生法 14 作業主任者の選任 製造											○	○	○	○	○	○	○
14 作業主任者の選任 取扱い											○	○	○	○	○	○	○
55 製造等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
56 製造の許可											○	○	○	○	○	○	○
57 表示											○	○	○	○	○	○	○
59 労働衛生教育（雇入れ時）											○	○	○	○	○	○	○
67 健康管理手帳 対象		○		○	○		○	○	○						○	○	○
67 健康管理手帳 要件		3月		注6	注6		3年	3月	注6						3月	注4	3年
特定化学物質等障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備											○	○	○	○	○	○	○
4 特定第2類物質等の製造に係る設備 密閉式																	
4 同 局排																	
4 同 プッシュプル																	
5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式																	
5 同 局排																	
5 同 プッシュプル																	
7 局排の性能											制	制	0.5 mg/m³	制	制	0.002 mg/m³	制
9〜12 用後処理装置の設備 除じん											○	○	○	○	○	○	
9〜12 同 排ガス																	
9〜12 同 排液																	
9〜12 同 残さい物処理																	
12の2 ぼろ等の処理											○	○	○	○	○	○	○
第4章 漏えいの防止																	
21 床の構造											○	○	○	○	○	○	○
24 立入り禁止の措置											○	○	○	○	○	○	○
25 容器等											○	○	○	○	○	○	○
36 作業環境の測定 実施											○	○	○	○	○	○	○
36 作業環境の測定 記録の保存											30	30	3	30	30	30	30
36の2 作業環境測定の結果の評価 実施													○			○	
36の2 作業環境測定の結果の評価 記録の保存													3			30	
37 休憩室											○	○	○	○	○	○	○
38 洗浄設備											○	○	○	○	○	○	○
38の2 飲食等の禁止											○	○	○	○	○	○	○
38の3 掲示											○	○		○	○	○	○
38の4 作業記録											○	○		○	○	○	○
第5章の2 特別規制													○				
39・40 健康診断 雇入，定期		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○*	○
39・40 健康診断 配転後		○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○	○
39・40 健康診断 記録の保存		5	5	5	5	5	5	5	5		30	30	5	30	30	30	30
42 緊急診断											○	○	○	○	○	○	○
53 記録の報告											○	○		○	○	○	○

法令・規制内容 ＼ 令区分・物質名	1 アクリルアミド	2 アクリロニトリル	3 アルキル水銀化合物	4 エチレンイミン	5 エチレンオキシド	6 塩化ビニル	7 塩素	8 オーラミン	9 オルト-フタロジニトリル	10 カドミウム及びその化合物	11 クロム酸及びその塩	12 クロロメチルメチルエーテル	13 五酸化バナジウム	14 コールタール	15 三酸化砒素	16 シアン化カリウム	17 シアン化水素	18 シアン化ナトリウム
区分 禁止物質																		
区分 特定化学物質等 第1類物質																		
区分 第2類物質 特定第2類物質	○	○		○	○	○	○					○					○	
区分 第2類物質 オーラミン等								○										
区分 第2類物質 管理第2類物質			○						○	○	○		○	○	○	○		○
区分 第3類物質																		
区分 第3類物質等	○	○		○	○	○	○					○					○	
区分 特別管理物質				○	○	○		○			○	○		○	○			
労働安全衛生法 14 作業主任者の選任 製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 作業主任者の選任 取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55 製造等の禁止																		
56 製造の許可																		
57 表示	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
59 労働衛生教育（雇入れ時）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67 健康管理手帳 対象						○					○			○	○			
67 健康管理手帳 要件						4年					4年			5年	5年			
特定化学物質等障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備																		
4 特定第2類物質等の製造に係る設備 密閉式	○	○		○	○	○	○	○				○					○	
4 同 局排	○	○		○	○	○	○	○				○					○	
4 同 プッシュプル	○	○		○	○	○	○	○				○					○	
5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 同 局排	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 同 プッシュプル	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 局排の性能	0.3 mg/m³	45mg/m³又は20ppm	0.01 mg/m³	1mg/m³又は0.5ppm	1.8mg/m³又は1ppm	2 ppm	3mg/m³又は1ppm	制	0.1 mg/m³	0.05 mg/m³	0.1 mg/m³	制	0.5(粉状) 0.05(ヒューム) mg/m³	0.2 mg/m³	0.5 mg/m³	5 mg/m³	11mg/m³又は10ppm	5 mg/m³
9〜12 用後処理装置の設備 除じん	○							○	○	○	○		○	○	○	○		○
9〜12 同 排ガス																		
9〜12 同 排液			○													○		○
9〜12 同 残さい物処理			○															
12の2 ぼろ等の処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4章 漏えいの防止	○	○		○	○	○	○					○					○	
21 床の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 立入り禁止の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 容器等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 作業環境の測定 実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 作業環境の測定 記録の保存	3	3	3	30	30	30	3	30	3	3	30	30	3	30	30	3	3	3
36の2 作業環境測定の結果の評価 実施	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○
36の2 作業環境測定の結果の評価 記録の保存	3	3	3	30	30	30	3			3	30		3	30	30	3	3	3
37 休憩室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38 洗浄設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38の2 飲食等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38の3 掲示				○	○	○		○			○	○		○	○			
38の4 作業記録				○	○	○		○			○	○		○	○			
第5章の2 特別規制					○									○			○	
39・40 健康診断 雇入，定期	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39・40 健康診断 配転後				○	※	○		○			○	○		○	○			
39・40 健康診断 記録の保存	5	5	5	30	5	30	5	30	5	5	30	30	5	30	30	5	5	5
42 緊急診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53 記録の報告				○	○	○		○			○	○		○	○			

法令・規制内容 ＼ 令区分・物質名	19 3,3′-ジクロロ-4,4′-ジアミノジフェニルメタン	20 臭化メチル	21 重クロム酸及びその塩	22 水銀及びその無機化合物	23 トリレンジイソシアネート	24 ニッケルカルボニル	25 ニトログリコール	26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	27 パラ-ニトロクロルベンゼン	28 弗化水素	29 ベータ-プロピオラクトン	30 ベンゼン	31 ペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩	32 マゼンタ	33 マンガン及びその化合物	34 沃化メチル	35 硫化水素	36 硫酸ジメチル
区分 禁止物質																		
区分 特定化学物質等 第1類物質																		
区分 第2類物質 特定第2類物質	○	○			○	○		○	○	○	○	○				○	○	○
区分 第2類物質 オーラミン等														○				
区分 第2類物質 管理第2類物質			○	○			○						○		○			
区分 第3類物質																		
区分 第3類物質等	○	○			○	○		○	○	○	○	○				○	○	○
区分 特別管理物質	○		○			○		○			○	○		○				
労働安全衛生法 14 作業主任者の選任 製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 作業主任者の選任 取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55 製造等の禁止																		
56 製造の許可																		
57 表示	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○		○
59 労働衛生教育（雇入れ時）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67 健康管理手帳 対象			○															
67 健康管理手帳 要件			4年															
特定化学物質等障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備																		
4 特定第2類物質等の製造に係る設備 密閉式	○	○			○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○
4 同 局排	○	○			○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○
4 同 プッシュプル	○	○			○	○		○	○	○	○	○		○		○	○	○
5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
5 同 局排	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
5 同 プッシュプル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
7 局排の性能	制	60mg/m³又は15ppm	0.1 mg/m³	0.05 mg/m³	0.12 mg/m³又は0.02 ppm	0.007 mg/m³又は0.001 ppm	1.2 mg/m³又は0.2 ppm	制	1 mg/m³	2 mg/m³又は3 ppm	制	30 mg/m³又は10 ppm	0.5 mg/m³	制	5 mg/m³	28 mg/m³又は5 ppm	15 mg/m³又は10ppm	5 mg/m³又は1 ppm
9〜12 用後処理装置の設備 除じん	○		○	○				○	○				○	○	○			
9〜12 同 排ガス										○							○	○
9〜12 同 排液													○					
9〜12 同 残さい物処理																		
12の2 ぼろ等の処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4章 漏えいの防止	○	○			○	○		○	○	○	○	○				○	○	○
21 床の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 立入り禁止の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 容器等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 作業環境の測定 実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 作業環境の測定 記録の保存	30	3	30	3	3	30	3	30	3	3	30	30	3	30	3	3	3	3
36の2 作業環境測定の結果の評価 実施	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
36の2 作業環境測定の結果の評価 記録の保存	30	3	30	3	3	30	3		3	3	30	30	3		3	3	3	3
37 休憩室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38 洗浄設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38の2 飲食等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38の3 掲示	○		○			○		○			○	○		○				
38の4 作業記録	○		○			○		○			○	○		○				
第5章の2 特別規制		○					○					○						
39・40 健康診断 雇入，定期	○	○	○	○	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39・40 健康診断 配転後	○		○			○		○			○	○		○				
39・40 健康診断 記録の保存	30	5	30	5	5	30	5	30	5	5	30	30	5	30	5	5	5	5
42 緊急診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53 記録の報告	○		○			○		○			○	○		○				

法令・規制内容 ＼ 令区分・物質名	1 アンモニア	2 一酸化炭素	3 塩化水素	4 硝酸	5 二酸化硫黄	6 フェノール	7 ホスゲン	8 ホルムアルデヒド	9 硫酸	排 アクロレイン	排 硫化ナトリウム
区分 禁止物質											
区分 特定化学物質等 第1類物質											
区分 第2類物質 特定第2類物質											
区分 第2類物質 オーラミン等											
区分 第2類物質 管理第2類物質											
区分 第3類物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
区分 第3類物質等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
区分 特別管理物質											
労働安全衛生法 14 作業主任者の選任 製造	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
14 作業主任者の選任 取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
55 製造等の禁止											
56 製造の許可											
57 表示						○		○			○
59 労働衛生教育（雇入れ時）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67 健康管理手帳 対象											
67 健康管理手帳 要件											
特定化学物質等障害予防規則 3 第1類物質の取扱い設備											
4 特定第2類物質等の製造に係る設備 密閉式											
4 同 局排											
4 同 プッシュプル											
5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備 密閉式											
5 同 局排											
5 同 プッシュプル											
7 局排の性能											
9〜12 用後処理装置の設備 除じん											
9〜12 同 排ガス										○	
9〜12 同 排液			○	○					○		○
9〜12 同 残さい物処理											
12の2 ぼろ等の処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第4章 漏えいの防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
21 床の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
24 立入り禁止の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
25 容器等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
36 作業環境の測定 実施											
36 作業環境の測定 記録の保存											
36の2 作業環境測定の結果の評価 実施											
36の2 作業環境測定の結果の評価 記録の保存											
37 休憩室											
38 洗浄設備											
38の2 飲食等の禁止											
38の3 掲示											
38の4 作業記録											
第5章の2 特別規制											
39・40 健康診断 雇入，定期											
39・40 健康診断 配転後											
39・40 健康診断 記録の保存											
42 緊急診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
53 記録の報告											

注 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は，健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。
2 「局排の性能」の欄中，数字は「厚生労働大臣が定める値」を示し，「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」であるが，次のものである。

物質の性状	制御風速
ガス状のもの	0.5 m/sec
粒子状のもの	1.0 m/sec

3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は，保存年数を示す。
4 両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。
5 定期健康診断の○印は6月以内ごとに1回行う。但し*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。
6 両肺野に石綿による不整形陰影があり，又は石綿による胸膜肥厚の陰影があること。
7 ※のエチレンオキシドについては，特化則健康診断はないが，安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。
8 石綿含有製品とは，石綿セメント円筒，押出成形セメント板，住宅屋根用スレート，繊維強化セメント板，窯業系サイディング，クラッチフェーシング，クラッチライニング，ブレーキパッド，ブレーキライニング，接着剤をいう。

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト

平成18年2月28日 第1版第1刷発行

編　者　中央労働災害防止協会
発行者　佐々木　徹
発行所　中央労働災害防止協会
東京都港区芝5丁目35番1号
〒108-0014
電話 販売 03(3452)6401
編集 03(3452)6209
印刷・製本　新日本印刷株式会社

落丁・乱丁本はお取替えいたします　© 2006

ISBN 4-8059-1038-0 C3043
中災防ホームページ http://www.jisha.or.jp/